

# 石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第17号)

## 目 次

選挙管理委員会		○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の一部改正
○石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則	1	3
○石川県公職選挙事務執行規程の一部改正	2	
○石川県国民審査事務執行規程の一部改正	3	
○政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正	3	

## 選挙管理委員会

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

令和三年三月三十一日

石川県選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会規則第一号

石川県公職選挙運動実施規則の一部を改正する規則

石川県公職選挙運動実施規則(昭和二十年石川県選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の二を削る。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第一号様式及び別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第六号様式の二中「㊦」を削り、同様式中備考を備考一とし、その次に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第七号様式の二中「㊦」を削り、「交付者印」を「交付者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」に改める。

別記第八号様式の二中「㊦」を削り、「交付者印」を「交付者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」に改める。

別記第八号様式の四中「㊦」を削り、「検印者印」を「検印者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」に改める。

別記第十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 5 申出者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、申出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第二十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第111号(第11号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

備考 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第111号(第11号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

2 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第111号(第11号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

3 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第111号(第11号)「㊟」を記し、

記第111号(第11号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第111号(第11号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

備考 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第115号(第15号)「㊟」を記し、「交付者印」を「交付者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」と改める。

記第115号(第15号)「㊟」を記し、「検印者印」を「検印者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」と改める。

記第116号(第16号)「㊟」を記し、「交付者印」を「交付者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」と改める。

記第117号(第17号)「㊟」を記し、「検印者印」を「検印者氏名」と、「差出人住所氏名印」を「差出人住所氏名」と改める。

記第120号(第20号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第121号(第21号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

記第124号(第24号)「㊟」を記し、区長に提出するものとする。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

空 罫

の取扱いについては、別記のとおりとする。

石川県選挙管理委員会告示第22号

石川県公職選挙事務執行規程(昭和30年石川県選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

第15条中「**〇**」を「**④**」に改める。

第1号様式、第15号様式、第17号様式及び第28号様式中「**〇**」を削る。

第33号様式中「印」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 石川県選挙管理委員会告示第23号

石川県国民審査事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記第4号様式中「**〇**」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 石川県選挙管理委員会告示第24号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年石川県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記第1号様式及び別記第2号様式中「昭和」を削る。

別記第3号様式中「昭和」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

別記第4号様式中「昭和」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

#### 石川県選挙管理委員会告示第25号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程（平成6年石川県選挙管理委員会告示第76号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記第1号様式その1中「**〇**」を削り、同様式備考に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第1号様式その2中「**〇**」を削り、同様式中備考を備考1とし、その次に次のように加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第1号様式その3中「**〇**」を削り、同様式中備考を備考1とし、その次に次のように加える。

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第2号様式その1中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第2号様式その2中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第2号様式その3中「㊦」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第4号様式その1、同様式その2、同様式その3、別記第5号様式及び別記第6号様式中「㊦」を削る。

別記第7号様式その1別紙以外の部分中「㊦」を削り、同様式別紙以外の部分の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第7号様式その2別紙以外の部分中「㊦」を削り、同様式別紙以外の部分の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第7号様式その3別紙以外の部分中「㊦」を削り、同様式別紙以外の部分の備考に次のように加える。

- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。